

平成30年第11回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 11月26日

閉 会 11月26日

# 平成30年第11回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成30年11月19日					
招集年月日	平成30年11月26日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 平成30年11月26日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 平成30年11月26日 午後1時53分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名  出席委員 8名 欠席委員 1名  ○ ×  遅早 遅刻 早退	議席 番号	氏 名	出 欠 の 別	議席 番号	氏 名	出 欠 の 別
	1	京谷 作右衛門	○			
	2	菊池 和雄	○			
	3	森 宏樹	○			
	4	森 光行	×			
	5	丸山 由美子	○			
	6	山口 公仁	○			
	7	久末 善輝	○			
	8	山下 敏雄	○			
	9	鈴木 敏秋	○			
議事録署名委員	一番 京谷 作右衛門		五番 丸山 由美子			
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職 員の氏名	局長 高見 博		主査 石山 雄大			

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 5	議案第 2 号 現況証明願いについて

# 議 事 の 顛 末

## 《 開 会 宣 言 》

議 長

本日は天候も良く、何かとお忙しい中、大変ご苦勞様です。  
ただいまから、平成30年第11回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は8名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が  
成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

### ◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。  
議事録署名委員は、議長から指名します。  
議事録署名委員に1番 京谷委員、5番 丸山委員の2名を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

### ◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。  
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

### ◎ 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第4、議案第1号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議長

本件の内容について、農業委員会等に関する法律第31条に規定の議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号1から番号20までの内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字早瀬〇〇番〇 外2筆、地目は現況が畑、公簿が田で、面積合計は、1,029㎡です。

貸付人は函館市の〇〇 〇さん、借受人は字早瀬の〇〇〇〇さんで更新による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字早瀬〇番 外6筆、地目は現況が田及び畑、公簿が田及び原野で、面積合計は、3,195㎡です。

貸付人は字早瀬の〇〇〇〇さん、借受人は字早瀬の〇〇〇〇さんで更新による使用貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は豊田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、2,000㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで更新に賃貸借の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっております。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は妻と子供3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2分の1の妻の〇〇〇〇さんで、併せて法定持分6分の1の子ども1名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は豊田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、4,500㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで更新に賃貸借の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字桂岡〇〇〇番〇 外4筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は、18,742㎡です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、2, 150 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字桂岡〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、3, 133 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字早瀬〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4, 228 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字桂岡の〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は桂岡〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 410 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字桂岡の〇〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新に賃貸借の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇 〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっております。賃貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は妻と子供3名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2分の1の妻の〇〇〇さんで、併せて法定持分6分の1の子ども1名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字豊田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、6, 341 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字豊田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 397 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、2, 161 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字北村の〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸

借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は北村〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、9,632㎡です。

貸付人は字上ノ国の〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新に使用貸借の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇 〇〇〇〇でそれぞれ持分3分の1の共有名義の土地となっております。使用貸借の契約にあたっては共有者全員の同意を得ての申請となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字豊田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、14,343㎡です。

貸付人は〇〇〇〇〇 〇〇 〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号15、場所は字桂岡〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、6,264㎡です。

貸付人は佐野市の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号16、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3,038㎡です。

貸付人は札幌市の〇〇〇〇さん、借受人は字宮越の〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は4年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号17、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3,674㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号18、場所は字桂岡〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、10,712㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号19、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4,842㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有

権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号20、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、7,485㎡です。

貸付人は函館市の〇〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、番号1から番号20までについては、原案どおり可決いたします。

議長

続きまして、番号21から番号22までの内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、9番鈴木、私に関係のある事項ですので、議事進行の都合上、議長の職務を職務代理者に交代するため、暫時休憩致します。

議長

休憩前より再開致します。

本件については、九番、鈴木委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで鈴木委員の発言を禁じます。

それでは説明を求めます。

事務局

番号21、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、4,246㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで更新による使用賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号22、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3,100㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。



議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号21から番号22までについては、原案どおり可決いたします。

それでは、鈴木委員の発言を許します。

議 長

議事進行の都合上、議長の職務を交代するため、暫時休憩いたします。

※（議長交代）

議 長

休憩前より再開致します。

続きまして、番号23から番号39までの内容について、事務局職員より説明させていただきます。

事務局

番号23、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、8,725㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号24、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、4,314㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号25、場所は字豊田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも畑及び田で、面積合計は、11,355㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号26、場所は字中須田〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、20,631㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による使用貸借権及び賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号27、場所は字中須田〇〇〇番、地目は現況が田、公簿が原野で、面積は、4,615㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号28、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、14,246㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号29、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、2,049㎡です。

貸付人は川崎市の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号30、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5,176㎡です。

貸付人は荒川区の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号31、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3,460㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による使用賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号32、場所は字中須田〇〇〇番 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、14,044㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号33、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5,137㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の若狭 敦さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号34、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6,272㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号35、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、11,901㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号36、場所は字新村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、17,604㎡です。

貸付人は字中須田の〇 〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇 〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号37、場所は字新村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、22,220㎡です。

貸付人は字新村的〇〇 〇さん、借受人は字新村的〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号38、場所は字新村〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、7,407㎡です。

貸付人は字新村的〇〇〇〇さん、借受人は字新村的〇〇〇〇さんで新規及び更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号39、場所は字新村〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、1,693㎡です。

貸付人は字新村的〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村的〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義が〇〇〇〇さんで既に亡くなっており、未相続の土地となっています。使用貸借の契約にあたっては相続人の持分の過半数以上の同意が必要となります。本件の相続人は妻と子ども2名で、本契約にあたり、申請者は法定持分2分の1の妻の〇〇〇さんで、併せて法定持分4分の1の子ども1名の同意での申請ということで、過半数以上の要件を満たしております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号23から番号39までについては原案どおり可決いたします。

◎ 日程第5 議案第2号 現況証明願いについて

議 長

日程第5、議案第2号 現況証明願いについてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第2号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

3番委員

11月16日に、菊池委員、山口委員、そして私を含めた3名と事務局職員1名の同行により番号1の土地について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は、字汐吹〇〇〇番〇、字汐吹の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが、不耕作となり数十年が経過し、現在は原野化しており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。  
これをもって、平成30年第11回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時53分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 京谷作右衛門

署名委員 丸山由美子